

評価の決定を保留の扱いとした場合の手続等に関する申し合わせ

平成 31 年 3 月 18 日理事会決定

第 1 条 この申し合わせは、一般財団法人教員養成評価機構（以下「機構」という。）の教職大学院評価基準による教職大学院の認証評価の評価結果について、教職大学院等の認証評価に関する規程（以下「規程」という。）第 17 条第 2 項に基づき評価の決定を保留の扱いとした場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 評価委員会は、評価の決定を保留の扱いとした大学に、評価結果（案）を提示するとともに、要因となった基準に関し改善することを確認するものとする。

第 3 条 規程第 19 条第 2 項に基づく通知の「I 認証評価結果」に、次の各号の事項を記載するものとする。

- (1) 評価の決定を保留の扱いとすること
- (2) 保留の扱いの要因となった基準について、翌年度 1 2 月末日までに改善状況に関する報告書（以下「報告書」という。）の提出を求めること
- (3) 前号の報告書により、基準のすべてを満たしていると判定した後、「適合」が与えられること
- (4) 保留の扱いとなった場合においても、次回の認証評価の時期は先送りにはならないこと
- (5) 保留の扱いは、一年度に限るものであること

第 4 条 評価委員会は、大学から提出のあった報告書により、保留の扱いの要因となった基準の判定を審議し、評価結果案を作成し、規程第 1 5 条に基づく意見申立の手続きを経た後、評価結果を決定するものとする。

第 5 条 機構は、評価の決定を保留の扱いとした場合、当該教職大学院に係る自己評価書とともに、基準ごとの判定及びその理由並びに評価の決定を保留の扱いとした旨を機構ウェブサイトにおいて公表するものとする。

2 機構は、大学から提出のあった報告書、保留の扱いの要因となった基準の判定及び評価結果を、機構ウェブサイトにおいて公表するものとする。

第 6 条 機構は、認定を保留の扱いとした場合、特段の事由が生じない限り、当該大学から追加の費用は徴収しないものとする。

第 7 条 この申し合わせの改廃は、評価委員会の議決を経て行う。

附 則

この申し合わせは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。